

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の概要

被災者生活再建支援法

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を進めるため、都道府県が拠出した基金から被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給を行う措置を定める法律。

改正趣旨・概要

支援金の支給対象として、半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯（以下「中規模半壊世帯」という。）を追加する。

1. 被災世帯の追加

第2条第2号に規定する被災世帯に、中規模半壊世帯を追加する。

2. 中規模半壊世帯に対する支援金の額

中規模半壊世帯に対する支援金の支給額を、住宅の再建手段に応じて定める。（今回の追加箇所：黄色網掛け部分）

被災世帯の区分	損害割合(※)	支援金の支給額		
		基礎支援金	加算支援金	
			住宅の再建手段	支給額
全壊	50%以上	100万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃借	50万円
大規模半壊	40%台	50万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃借	50万円
中規模半壊	30%台	—	建設・購入	100万円
			補修	50万円
			賃借	25万円

※ 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体の価値に占める割合であり、市町村による被害認定調査により判定され、罹災証明書における「全壊」「大規模半壊」等の記載に反映されるもの。

3. 経過措置

令和2年7月3日以後に発生した自然災害（令和2年7月豪雨を含む。）により被災世帯となった世帯に対する支援金の支給については、新法の規定を適用する。

改正効果

中規模半壊世帯を支援金の支給対象に追加することにより、被災地の住まいの再建の迅速化が図られる。

公布・施行日

令和2年12月4日